

番号制度創設に伴う個人情報保護に関する第三者機関・三条委員会の必要性

1 なぜ「第三者機関」による監視が必要なのか

- 番号制度を創設すると、個人の情報が国家の下に一元的に管理され、国家によって個人の信条、思想、趣味などまでが把握されたり、特定の個人が監視・監督されたりするのではないかという懸念が生じる。

また、国家（特に行政）において、保有する個人情報を目的外で流用したり、漏洩させたりするおそれが強まる。



- これを防止するために、ある行政機関に他の行政機関に対する監視業務を行わせても、お手盛りになったり、他の行政機関から圧力がかけられたりする可能性がある。



- 一般の行政機関からは独立して活動できる第三者的立場の監視機関が必要となる。

2 なぜ「三条委員会」が必要なのか

- 国家行政組織法第3条（第2項）に定める行政機関は、省（府）、委員会（いわゆる「三条委員会」）及び庁であるが、ここで行政機関として位置づけられるもののみが、独自に決定（処分）を下すことができる主体となりうる。



- いわゆる「八条委員会（審議会等）」は、府省等の中に置かれるものであり、基本的に独自に行政処分を下すことはできず、諮問への答申などが主な業務となっている。



- 第三者機関に、番号制度に関係する各機関（行政・民間）を監視し、指導・助言・勧告・命令などの機能を果たすことを求めるのであれば、他の行政機関からの独立性を有し、独自の判断権限を有する三条委員会であることが必要となる。

3 なぜ委員会形式をとる必要があるのか

- 省と庁の長は、一人（大臣・長官）であり、最終的には、その一人の判断が当該行政機関の判断となる。



- 準司法機関のように、権限の行使に当たって、有識者等による慎重な審議が必要とされる場合には、複数の人の合議により行政機関としての意思決定がなされる委員会形式をとることとなる。



- 第三者機関は、番号制度運用時の個人情報保護に関し、指導・助言・勧告・命令などを行う強い権限を担うが、この権限を行使するに当たっては、専門性の高い議論と慎重な判断が求められるため、委員会形式であることが必要となる。